原爆被爆者葬祭料交付金の交付について

昭和 45 年 6 月 22 日 厚生省発衛第 99 号 各都道府県知事・広島・長崎市市長あて厚生事務 次官通知

改正	昭和	47年	5月	9日厚生省発衛	第 83号
	同	48年	7月	9日同	第120号
	同	49年	6月	26 日 同	第 124 号
	同	50年	9月	22 日 同	第 220 号
	同	51年	8月	30 日 同	第 159 号
	司	52年	8月	26 日 同	第193号
	平成	元年	7月	17日 厚生省発健医	第158号
	同	7年	11月	7日同	第315号
	同	9年	4月	24 日 同	第143号
	司	15年	4月	18日 厚生労働省発健	第0418007号
	同	17年	11月	30 日 同	第1130012号
	同	26年	3月	28 日 同	0328第22号
	令和	元年	10月	25 日 同	1025第 7号
	司	元年	11月	15 日 同	1115第 6号
	司	2年	3月	27 日 同	0327第25号
	同	3年	3月	29 日 同	0329第3号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号。以下「法」という。) 第43条第1項の規定に基づく原爆被爆者葬祭料交付金の交付は、次により行うこととされ たので通知する。

1 この交付金の交付額は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号。以下「政令」という。)第20条の規定により算定するものである。

なお、政令第20条第5号の規定による厚生労働大臣の定める葬祭料支給事務費(共済費、報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費、役務費、備品購入費及び委託料)の算定方式は次のとおりである。

ただし、国外に送金を行った場合にあっては、その手数料を加算することができる。 都道府県にあっては、198 円×葬祭料支給人員

広島市及び長崎市にあっては、88円×葬祭料支給人員

- 2 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式(1)による調書を作成し、 これを交付金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 3 この交付金の交付の申請は、様式(2)による申請書により毎年度4月30日までに当該都 道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四 国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)に行うものとする。
- 4 この交付金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合は、様式(3)による申請書により毎年度1月15日までに行うものとする。
- 5 事業に係る事業実績報告は、様式(4)による事業実績報告書により翌年度4月10日まで

に地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

- 6 特別の事情により、1に定める算定方式及び3、4及び5に定める手続によることができない場合は、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。
- 7 地方厚生(支)局長は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。
- 8 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

様式(1)

令和 年度

原爆被爆者葬祭料交付金調書

(地方公共団体名)

(単位:円)

	国					地 方	公	共	団 体				備	考
支出予算	交付決			歳 入				歳		出				
科目	定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予定 現額	うち国庫補助金門額	支出 済額	うち国庫補助金門額	翌年度繰越額	うち国庫補助金利当額		
				_	200000000				****		/ 	<u> </u>		****

- (注) 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
 - 2 「地方公共団体」の「科目」は歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
 - 3 「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費、支出額、流用減額等の区分を明らかにして記載すること。
 - 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事(市長)

令和 年度原爆被爆者葬祭料交付金の支給に要する経費の交付申請書

別紙関係書類を添えて、原爆被爆者葬祭料交付金の交付を次により申請する。

1 申請額 金 円

2 経費所要額調 (別紙の1のとおり)

3 経費所要額算出内訳 (別紙の2のとおり)

4 事業の実施計画 (別紙の3のとおり)

5 歳入歳出予算書の抄本

別紙

1 経費所要額調

区 分	支 出 予定額	基準額	交付金 所要額	備	考
原爆被爆者葬祭料交付金	円	円	円		
葬 祭 料					
事務費					

注:「交付金所要額」欄は、対象経費の「支出予定額」と「基準額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 経費所要額算出内訳

		l .;		Λ\					Ž	甚	準	額			支出于	定額	
		区		分				員	数	単	価	金	額	金	額	内	訳
											円		円		円		
原爆	暴 被	爆者	葬	祭彩	F 3	ど付	金										
		葬		祭	:		料										
		事		務	;		費										
		j	Ļ	ž	斉		費										
		幸	报				酬										
		糸	合				料										
		耳	哉 .	員 =	手	当	等										
		力	衮				費										
		<u> </u>	膏	J	Ħ		費										
		f	几 又	ž	务		費										
		ſ	備	品具	冓	入	費										
		Ź	委	Ī	迁		料										
		Ý	毎 外	、送金	全 =	手 数	料										

3 事業の実施計画

葬祭料支給見込人員	積	算	方	式	
人					

番 号 令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事(市長)

令和 年度原爆被爆者葬祭料交付金の支給に要する経費の変更交付申請書

別紙関係書類を添えて、原爆被爆者葬祭料交付金の変更交付を次により申請する。

1 申請額 金 円交付金所要額 金 円既交付決定額 金 円差引今回追加 (△) 減額 金 円

- 2 経費所要額調 (別紙の1のとおり)
 3 経費所要額算出内訳 (別紙の2のとおり)
- 4 事業の実施計画 (別紙の3のとおり)
- 5 歳入歳出予算書の抄本

別紙

1 経費所要額調

		区		分			支 出予定額	基準額	交付金 所要額	既交付 決定額	差引今回 追 加 (△減)額
原	爆	被	爆	者	葬	祭	円	円	円	円	円
料		交		付		金					
			葬	务	Z Z	料					
			事	彩	务	費					

2 経費所要額算出內訳

					基	ţ	準	額			支出予	定額	į	追	力	П			
		区		分			員	数	単	価	金	額	金	額	内	訳		咸) の理 由	艮
										円		円		円					
原	爆	被	爆	者	葬	祭													
料		交		付		金													
		葬		祭		料													
		事		務		費													
		╛	共	済	:	費													
		幸	艮			酬													
		糸	合			料													
		耶	哉 員	手	当	等													
		方	农			費													
		信	膏	用		費													
		1		務		費													
		ſī	莆 品	購	入	費													
		Ź	委	託		料													
		H	每外 i	送金	:手拳	枚料													

3 事業の実施計画

区	分		当	初	追加(△減)	計
葬祭料支	定給 見込	、人員		人	人	人
積 算	方	式				

番 号 令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事(市長)

令和 年度原爆被爆者葬祭料交付金の事業実績報告について

標記のことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 精 算 額 金 円

2 事業実績表 (別紙の1のとおり)

3 経費精算額調 (別紙の2のとおり)

4 経費精算額算出基礎明細 (別紙の3のとおり) (添付書類)

- 1 歳入歳出決算書または決算見込書抄本
- 2 原爆被爆者葬祭料返納徴収等調(該当ある場合)(別紙の4のとおり)

1 事業実績表

/	人	人
J	ļ	(

2 経費精算額調

区 分	A 支出済額	B 返納徴収 その他の 収 入	A-B 差 引 支出額	基準額	交付金 所要額
原爆被爆者葬祭料 交 付 金	円	円	円	田	円
葬 祭 料 事 務 費					

交付金 受入額	差引過 △不足額	備 考	:
	交付金 受入額		

(注)「返納徴収その他の収入」欄は、4月1日から翌年の3月末日までの間における 法第47条に基づく徴収金または過誤払いに基づく返還金の調定額を記入すること。 (過年度分を含む。)

3 経費精算額算出基礎明細

			<i>I</i> \				基	当	Ė	額				支出	済額	
	<u> </u>	-	分		員	数		単	価		金	額	金	額	内	訳
										円		円		円		
原爆	被	爆者	葬	祭												
料	交	付		金												
葬		祭		料												
事		務		費												
共		済		費												
報				酬												
給				料												
職	員	手	当	等												
旅				費												
需		用		費												
役		務		費												
備	묘	購	入	費												
委		託		料												
海	外	送金	手数	料												

4 原爆被爆者葬祭料返納徴収等調

	支払取消額	支払取消期間				徴収金また	
受給者氏名		過年度分	現年度分	調定年月日	収納年月日	は過誤払に よる返還金	理由
		年 月	年 月				

⁽注) 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 47 条に基づく徴収金であるかまたは過誤払いに基づく返還金であるか明 記すること。

2 理由について具体的に記入すること。